
第 3 章 資 料 編

1	会計管理局の分掌事務	61
2	出納機関別所管局・所一覧	70
3	所管条例・規則の概要及び改正等の状況	75
4	会計管理局の沿革	76
5	その他の資料等	81
6	用 語 解 説	86

1 会計管理局の分掌事務（令和7年8月1日現在）

（1）管理部の分掌事務

総 務 課

- 1 局の予算、決算及び会計に関すること。
- 2 局の組織及び定数に関すること。
- 3 局所属職員の人事及び給与に関すること。
- 4 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 5 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- 6 局の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 7 局事務事業の広報及び広聴に関すること。
- 8 局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。
- 9 局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。
- 10 局事務事業の進行管理に関すること。
- 11 局内他の部及び課に属しないこと。

庶 務 担 当

- 1 都議会との連絡に関すること（決算認定に係るものを除く。）。
- 2 局の災害対策に関すること。
- 3 監査委員との連絡に関すること（決算審査に係るものを除く。）。
- 4 秘書事務に関すること。
- 5 その他局内他の部、課又は課内他の担当に属しないこと。

文 書 担 当

- 1 局の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 2 局の文書の審査に関すること。
- 3 局の公文書の開示等に係る連絡調整等に関すること。
- 4 局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。
- 5 局の公印に関すること（局内他の部及び課に属するものを除く。）。
- 6 局の図書類及び印刷物の登録に関すること。
- 7 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。

- 8 局所管条例の立案請求及び局所管規則の立案に関する事(局内他の部及び課に属するものを除く。)
- 9 局事務事業の広報及び広聴に関する事。

人 事 担 当

- 1 局の組織及び機構に関する事。
- 2 局所属職員の任免及び服務に関する事。
- 3 局所属職員の定数及び配属に関する事。
- 4 局所属職員の給与及び旅費に関する事。
- 5 局所属職員の研修及び勤務成績の評定に関する事。
- 6 局所属職員の福利厚生に関する事。
- 7 局所属職員が結成し、又は加入する職員団体との連絡に関する事。
- 8 源泉徴収所得税及び住民税の払込に関する事。

経 理 担 当

- 1 局の予算、決算及び会計に関する事。
- 2 局事務事業の進行管理に関する事。
- 3 局の公有財産及び債権の管理に関する事。
- 4 局の契約に関する事。
- 5 局の物品管理に関する事。
- 6 局の庁舎及び施設の営繕に関する事。
- 7 局の駐車券の発行管理に関する事。
- 8 局の内部統制に関する事。

公金管理課

- 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び定額の資金を運用するための基金に属する現金及び有価証券の保管に関する事。
- 2 基金(定額の資金を運用するための基金を除く。)に属する現金及び有価証券の出納保管及び運用に関する事。
- 3 公金管理に係る総合的な情報の収集、調査及び分析に関する事。
- 4 一時借入金その他支払資金に関する事。
- 5 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに出納取扱金

融機関及び収納取扱金融機関に關すること(他の課に属するものを除く。)

- 6 東京都地方公営企業の設置等に関する条例(昭和 41 年東京都条例第 147 号)第 1 条第 1 項第 8 号から第 11 号までに掲げる事業(以下「準公営企業」という。)に係る現金及び有価証券の保管及び運用に關すること(他の課に属するものを除く。)

企画調査担当

- 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金の管理方針に關すること。
- 2 金融情勢、金融商品及び金融機関に係る調査、分析に關すること。
- 3 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金の保管・運用に係る分析に關すること。
- 4 ペイオフ等に係る金融機関の調査、分析に關すること。
- 5 公金の出納業務に係る制度に關すること (他の課に属するものを除く。)
- 6 指定金融機関及び収納代理金融機関等に關すること。
- 7 東京都公金管理アドバイザー会議の運営に關すること。
- 8 その他課内他の担当に属しないこと。

運用管理担当

- 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び定額の資金を運用するための基金に属する現金及び有価証券の保管に關すること。
- 2 基金(定額の資金を運用するための基金を除く。)に属する現金及び有価証券の出納保管及び運用に關すること。
- 3 一時借入金その他支払資金に關すること。
- 4 準公営企業に係る公金の保管及び運用に關すること。
- 5 例月検査に關すること。
- 6 公金管理計画の策定に關すること。

会計企画課

- 1 局事務事業の企画及び調整に關すること。
- 2 会計制度の企画、立案、調査及び調整に關すること。

- 3 局事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。
- 4 局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 5 会計事務及び物品管理事務の指導統括に関すること。
- 6 会計事務及び物品管理事務の検査に関すること。
- 7 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の検査に関すること。
- 8 歳入の徴収又は収納の事務及び支出の事務の受託者の検査に関すること。
- 9 重要な物品の記録管理に関すること。
- 10 決算の調製に関すること。
- 11 決算の附属書類及び参考資料等の調製に関すること。
- 12 財務会計システムの管理及び運用に関すること。
- 13 用品に関すること。

企画担当・会計制度担当・決算調整担当

- 1 局事務事業の企画及び調整に関すること。
- 2 会計制度の企画、立案、調査及び調整に関すること。
- 3 局事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。
- 4 局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 5 会計事務規則及び物品管理規則の立案に関すること。
- 6 会計事務処理の改善に関すること。
- 7 決算の調製に関すること。
- 8 決算の附属書類及び参考資料等の調製に関すること。
- 9 決算審査、決算認定その他決算報告に関すること。
- 10 公有財産整理簿、債権整理簿及び基金整理簿に関すること。
- 11 その他決算に関すること。
- 12 その他課内他の担当に属しないこと。

新公会計制度担当

- 1 会計基準に関すること。
- 2 東京都会計基準委員会の運営に関すること。
- 3 複式簿記・発生主義会計の指導・検査に関すること。
- 4 財務諸表の作成及び精度向上に関すること。

- 5 財務会計システムに係る複式簿記・発生主義会計に関すること。
- 6 新公会計制度の活用促進に関すること。

指 導 担 当

- 1 会計事務及び物品管理事務の指導統括に関すること。
- 2 収支命令者、審査実務、会計実務研修等の企画立案、テキスト作成及び実施(物品管理を含む。)に関すること。
- 3 現金、有価証券、小切手帳及び物品の亡失・損傷報告に関すること。
- 4 備品・消耗品区分表、品名情報等の管理に関すること。
- 5 重要な物品の記録管理に関すること。
- 6 物品の所属換えのあっせん等有効活用の促進に関すること。
- 7 会計事務及び物品管理事務の内部統制に関すること。

検 査 担 当

- 1 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の検査に関すること。
- 2 各局長が行う自己検査及び自己点検並びに会計管理者が行う直接検査(定期検査、再検査及び臨時検査)に関すること。
- 3 公金の徴収若しくは収納事務又は支出に関する事務の受託者の検査並びに新規受託者への事務指導に関すること。
- 4 その他検査に関すること。

財務会計システム担当

- 1 管理運用要綱等に関すること。
- 2 仕様改善に関すること。
- 3 ドキュメント管理に関すること。
- 4 財務会計システムに係る関連システムに関すること。
- 5 マニュアル作成及び改定に関すること。
- 6 財務会計システムによる会計事務の指導及び連絡調整に関すること(複式処理に係る部分を除く。)
- 7 システムの運用調整に関すること。
- 8 ネットワーク等管理に関すること。

- 9 障害時対応に関すること。
- 10 財務会計システムに係るコード管理に関すること。
- 11 システム更新対応等に関すること。
- 12 その他財務会計システムに関すること。

用品運用担当

- 1 用品調達基金の管理に関すること。
- 2 管理経費の執行管理に関すること。
- 3 用品品目の指定、廃止及び解除に関すること。
- 4 用品及び新商品の検討に関すること。
- 5 用品の仕様に関すること。
- 6 用品システムの維持管理・運用・改善に関すること。
- 7 商品市況及び需要の調査に関すること。
- 8 用品の調達に関すること。
- 9 用品請求の受付に関すること。
- 10 用品の供給決定に関すること。
- 11 用品の検収に関すること。
- 12 用品購入代金の支出に関すること。
- 13 用品供給代金の収入に関すること。
- 14 次期システム更新対応に関すること。

出 納 課

- 1 収入支出命令の審査に関すること。
- 2 都公金の出納に関すること(他の課に属するものを除く。)
- 3 送付現金及び保管有価証券の出納保管に関すること。
- 4 国の歳入徴収に関すること。
- 5 国の支出負担行為の確認に関すること。
- 6 国費の支払に関すること。
- 7 国の保管金の出納に関すること。
- 8 国の債権の管理に関すること。
- 9 国庫補助金等の受入れの促進に関すること。

10 準公営企業に係る公金の出納に関すること(他の課に属するものを除く。)

11 その他国及び準公営企業の会計に関すること。

出 納 担 当

- 1 小切手及び金銭出納関係専用公印の管理に関すること。
- 2 小切手支払の執行に関すること。
- 3 支払案内書及び支払通知書の発行その他現金支払に関すること。
- 4 払込等支払通知書等の発行その他払込み等による支払に関すること。
- 5 口座情報払登録申請書の処理に関すること。
- 6 支払期日の管理及び設定に関すること。
- 7 支出命令書等入力帳票の仕分及び点検に関すること。
- 8 給与取扱者の指定通知書に関すること。
- 9 収入登録不能訂正及び収入額更正の調査並びに入力に関すること。
- 10 オンライン収入登録の入力に関すること。
- 11 収入事務に係る帳票との照合・点検・確認に関すること。
- 12 不能・中止等の口座振込に係る各局等対応に関すること。
- 13 公共料金一括支払及びシステム対応に係る各局等対応に関すること。
- 14 特別企業出納員公印の管理に関すること。
- 15 準公営企業に係る公金の支払に関すること。
- 16 準公営企業に係る公金の収納確認に関すること。
- 17 強制執行並びに債権譲渡に係る債務の確認及び支払停止に関すること。
- 18 送付現金及び保管有価証券の出納保管に関すること。
- 19 その他課内他の担当に属しないこと。

国 費 担 当

- 1 国費関係公印の管理に関すること。
- 2 国費の支出負担行為の確認に関すること。
- 3 国費の支出決議に関すること。
- 4 会計検査院の検査に係る連絡調整に関すること。
- 5 国の歳入徴収、債権管理に関すること。
- 6 国費の支払に関すること。
- 7 国費会計の計算証明及び決算に関すること。

8 国庫補助金等の受入促進及び管理に関すること。

審 査 担 当

- 1 収入支出命令の審査に係る総括に関すること。
- 2 収入支出命令の審査に係る連絡調整に関すること。
- 3 政策企画局、子供政策連携室、総務局、財務局、デジタルサービス局、主税局、生活文化局、都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、都市整備局、住宅政策本部、環境局、福祉局、保健医療局、産業労働局、中央卸売市場、スタートアップ戦略推進本部、建設局、港湾局、会計管理局、水道局、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び議会局並びに電子情報処理組織により処理する給与等に係る次に掲げる事務
 - (1) 収入支出命令の審査に関すること。
 - (2) 前渡金及び概算払の精算に係る調査、確認及び登録に関すること。

(2) 警察・消防出納部の分掌事務

警察出納課

- 1 警視庁の歳入及び歳出並びに雑部金に関する収入及び支出並びに定額の資金を運用するための基金に関する支出の命令の審査及びその支出命令に基づく支払に関すること。
- 2 警視庁の現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- 3 前2号に掲げる事務に係る記録管理に関すること。
- 4 部内他の課に属しないこと。

出 納 担 当

- 1 支出命令に基づく支払に関すること。
- 2 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- 3 前2号に掲げる事務に係る記録管理に関すること。
- 4 その他部内他の課、課内他の担当に属しないこと。

審 査 担 当

- 1 収入支出命令の審査に関すること。

- 2 収入支出命令の審査に係る連絡調整に関すること。

消防出納課

- 1 東京消防庁の歳入及び歳出並びに雑部金に関する収入及び支出並びに定額の資金を運用するための基金に関する支出の命令の審査及びその支出命令に基づく支払に関すること。
- 2 東京消防庁の現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- 3 前2号に掲げる事務に係る記録管理に関すること。

出納担当

- 1 支出命令に基づく支払に関すること。
- 2 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- 3 前2号に掲げる事務に係る記録管理に関すること。
- 4 その他課内他の担当に属しないこと。

審査担当

- 1 収入支出命令の審査に関すること。
- 2 収入支出命令の審査に係る連絡調整に関すること。

2 出納機関別所管局・所一覧

(令和7年8月1日現在)

(1) 管理部出納課

局 名	特 別 出 納 員 設 置 課 及 び 所 名	
政 策 企 画 局	総務部企画計理課	1
子 供 政 策 連 携 室	総合推進部総務課	1
総 務 局	総務部企画計理課、人事部職員事務課 公文書館、大島支庁、三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁	7
財 務 局	経理部総務課	1
デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	総務部企画計理課	1
主 税 局	総務部経理課、都税総合事務センター 千代田都税事務所、中央都税事務所、港都税事務所、新宿都税事務所、 文京都税事務所、台東都税事務所、墨田都税事務所、江東都税事務所、 品川都税事務所、目黒都税事務所、大田都税事務所、世田谷都税事務所、 渋谷都税事務所、中野都税事務所、杉並都税事務所、豊島都税事務所、 北都税事務所、荒川都税事務所、板橋都税事務所、練馬都税事務所、 足立都税事務所、葛飾都税事務所、江戸川都税事務所、八王子都税事務所及び 立川都税事務所	27
生 活 文 化 局	総務部企画計理課 消費生活総合センター、計量検定所及び東京ウィメンズプラザ	4
都 民 安 全 総 合 対 策 本 部	総合推進部総合推進課	1
ス ポ ー ツ 推 進 本 部	スポーツ総合推進部企画調整課	1
都 市 整 備 局	総務部経理課 多摩建築指導事務所、第一市街地整備事務所、第二市街地整備事務所及び 多摩ニュータウン整備事務所	5
住 宅 政 策 本 部	住宅企画部企画経理課 東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所	3
環 境 局	総務部経理課 多摩環境事務所及び廃棄物埋立管理事務所	3
福 祉 局	企画部計理課 西多摩福祉事務所、児童相談センター、北児童相談所、町田児童相談所、 品川児童相談所、立川児童相談所、杉並児童相談所、江東児童相談所、 小平児童相談所、八王子児童相談所、足立児童相談所、多摩児童相談所、 練馬児童相談所、女性相談センター、北療育医療センター、 北療育医療センター城南分園、北療育医療センター城北分園、府中療育センター、 誠明学園、萩山実務学校、心身障害者福祉センター、 中部総合精神保健福祉センター、 多摩総合精神保健福祉センター及び精神保健福祉センター	25

局 名	特 別 出 納 員 設 置 課 及 び 所 名	
保 健 医 療 局	企画部計理課、 健康安全研究センター企画調整部、監察医務院、広尾看護専門学校、 荏原看護専門学校、府中看護専門学校、北多摩看護専門学校、青梅看護専門学校、 南多摩看護専門学校、板橋看護専門学校、西多摩保健所、南多摩保健所、 多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所、島しょ保健所、 島しょ保健所大島出張所、島しょ保健所三宅出張所、島しょ保健所八丈出張所、 島しょ保健所小笠原出張所、市場衛生検査所、 芝浦食肉衛生検査所及び動物愛護相談センター	23
産 業 労 働 局	総務部計理課 労働相談情報センター、労働相談情報センター大崎事務所、 労働相談情報センター池袋事務所、労働相談情報センター亀戸事務所、 労働相談情報センター多摩事務所、労働相談情報センター青山事務所、 中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター高年齢者校、 城南職業能力開発センター大田校、中央・城北職業能力開発センター赤羽校、 中央・城北職業能力開発センター板橋校、城東職業能力開発センター江戸川校、 城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター台東分校、 城東職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター八王子校、 多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター府中校、 中央・城北職業能力開発センターしごとセンター校、 障害者職業能力開発校、皮革技術センター、皮革技術センター台東支所、 島しょ農林水産総合センター、家畜保健衛生所、 農業振興事務所及び森林事務所	27
中央卸売市場	管理部財務課 食肉市場 (なお、豊洲市場、大田市場、豊島市場、淀橋市場、足立市場、板橋市場、 世田谷市場、北足立市場、多摩ニュータウン市場及び葛西市場には、現在、特 別出納員を設置していない。)	2
スタートアップ 戦略推進本部	戦略推進部戦略企画課	1
建 設 局	総務部計理課 第一建設事務所、第二建設事務所、第三建設事務所、第四建設事務所、 第五建設事務所、第六建設事務所、西多摩建設事務所、南多摩東部建設事務所、 南多摩西部建設事務所、北多摩南部建設事務所、北多摩北部建設事務所、 東部公園緑地事務所、西部公園緑地事務所及び江東治水事務所	15
港 湾 局	総務部企画計理課 東京港管理事務所、東京港建設事務所及び調布飛行場管理事務所	4
会 計 管 理 局	管理部総務課	1
水 道 局	総務部主計課	1

局 名	特 別 出 納 員 設 置 課 及 び 所 名
教 育 庁	総務部教育計理課 中央図書館、多摩教育事務所、教育庁大島出張所、教育庁三宅出張所、教育庁八丈出張所、教育庁小笠原出張所、教職員研修センター、教育相談センター、東部学校経営支援センター、中部学校経営支援センター、西部学校経営支援センター、白鷗高等学校附属中学校、 両国高等学校附属中学校、富士高等学校附属中学校、大泉高等学校附属中学校、武蔵高等学校附属中学校、小石川中等教育学校、桜修館中等教育学校、南多摩中等教育学校、立川国際中等教育学校、三鷹中等教育学校、立川国際中等教育学校附属小学校 一橋高等学校、日比谷高等学校、晴海総合高等学校、三田高等学校、芝商業高等学校、六本木高等学校、新宿高等学校、新宿山吹高等学校、戸山高等学校、総合芸術高等学校、竹早高等学校、向丘高等学校、工芸高等学校、浅草高等学校、上野高等学校、忍岡高等学校、白鷗高等学校、蔵前工科高等学校、墨田川高等学校、日本橋高等学校、本所高等学校、 両国高等学校、橘高等学校、城東高等学校、東高等学校、深川高等学校、科学技術高等学校、墨田工科高等学校、江東商業高等学校、第三商業高等学校、大江戸高等学校、大崎高等学校、小山台高等学校、八潮高等学校、駒場高等学校、目黒高等学校、国際高等学校、大森高等学校、蒲田高等学校、田園調布高等学校、美原高等学校、雪谷高等学校、六郷工科高等学校、大田桜台高等学校、 つばさ総合高等学校、桜町高等学校、千歳丘高等学校、深沢高等学校、松原高等学校、芦花高等学校、園芸高等学校、総合工科高等学校、世田谷泉高等学校、世田谷総合高等学校、青山高等学校、広尾高等学校、第一商業高等学校、鷺宮高等学校、富士高等学校、武蔵丘高等学校、 中野工科高等学校、稔ヶ丘高等学校、荻窪高等学校、杉並高等学校、豊多摩高等学校、西高等学校、農芸高等学校、杉並工科高等学校、杉並総合高等学校、豊島高等学校、文京高等学校、千早高等学校、飛鳥高等学校、王子総合高等学校、桐ヶ丘高等学校、竹台高等学校、荒川工科高等学校、板橋高等学校、板橋有徳高等学校、大山高等学校、 北園高等学校、高島高等学校、北豊島工科高等学校、井草高等学校、赤羽北桜高等学校、大泉高等学校、大泉桜高等学校、石神井高等学校、田柄高等学校、練馬高等学校、光丘高等学校、練馬工科高等学校、第四商業高等学校、青井高等学校、足立高等学校、足立新田高等学校、足立西高等学校、足立東高等学校、江北高等学校、淵江高等学校、 足立工科高等学校、小台橋高等学校、葛飾野高等学校、南葛飾高等学校、農産高等学校、本所工科高等学校、葛飾商業高等学校、葛飾総合高等学校、江戸川高等学校、葛西南高等学校、小岩高等学校、小松川高等学校、篠崎高等学校、紅葉川高等学校、葛西工科高等学校、片倉高等学校、 翔陽高等学校、八王子北高等学校、八王子拓真高等学校、八王子東高等学校、富士森高等学校、松が谷高等学校、八王子桑志高等学校、砂川高等学校、立川高等学校、武蔵高等学校、武蔵野北高等学校、多摩高等学校、 青梅総合高等学校、府中高等学校、府中西高等学校、府中東高等学校、農業高等学校、府中工科高等学校、昭和高等学校、拝島高等学校、神代高等学校、調布北高等学校、調布南高等学校、小川高等学校、成瀬高等学校、 野津田高等学校、町田高等学校、山崎高等学校、立川緑高等学校、町田工科高等学校、町田総合高等学校、小金井北高等学校、小金井工科高等学校、

局 名	特 別 出 納 員 設 置 課 及 び 所 名	
(教育庁続き)	多摩科学技術高等学校、小平高等学校、小平西高等学校、小平南高等学校、日野高等学校、日野台高等学校、南平高等学校、東村山高等学校、東村山西高等学校、国分寺高等学校、国立高等学校、第五商業高等学校、福生高等学校、多摩工科高等学校、狛江高等学校、東大和高等学校、東大和南高等学校、清瀬高等学校、久留米西高等学校、東久留米総合高等学校、上水高等学校、武蔵村山高等学校、永山高等学校、若葉総合高等学校、羽村高等学校、秋留台高等学校、五日市高等学校、田無高等学校、保谷高等学校、田無工科高等学校、瑞穂農芸高等学校、大島高等学校、大島海洋国際高等学校、新島高等学校、神津高等学校、三宅高等学校、八丈高等学校、小笠原高等学校、文京盲学校、八王子盲学校、葛飾盲学校、大塚ろう学校、立川学園、葛飾ろう学校、中央ろう学校、小平特別支援学校、北特別支援学校、城南特別支援学校、村山特別支援学校、八王子東特別支援学校、大泉特別支援学校、墨東特別支援学校、青島特別支援学校、王子特別支援学校、八王子特別支援学校、七生特別支援学校、高島特別支援学校、矢口特別支援学校、羽村特別支援学校、調布特別支援学校、小金井特別支援学校、水元特別支援学校、墨田特別支援学校、江東特別支援学校、中野特別支援学校、足立特別支援学校、清瀬特別支援学校、葛飾特別支援学校、港特別支援学校、石神井特別支援学校、白鷺特別支援学校、板橋特別支援学校、田無特別支援学校、田園調布特別支援学校、南大沢学園、品川特別支援学校、練馬特別支援学校、青山特別支援学校、城東特別支援学校、臨海青海特別支援学校、八王子西特別支援学校、東久留米特別支援学校、八王子南特別支援学校、久我山青光学園、町田の丘学園、多摩桜の丘学園、あきる野学園、永福学園、青峰学園、府中けやきの森学園、志村学園、鹿本学園、水元小合学園、花畑学園、光明星学園及び武蔵台学園	268
選挙管理委員会 事 務 局	総務課	1
人事委員会 事 務 局	任用公平部総務課	1
監査事務局	総務課	1
労働委員会 事 務 局	総務課	1
収用委員会 事 務 局	総務課	1
議 会 局	管理部経理課	1

出納機関数（本庁 29、所 399、本庁・所計 428）

(2) 警察・消防出納部警察出納課

警視庁（本部及び全ての警察署）

(3) 警察・消防出納部消防出納課

消防庁（本部及び全ての消防署）

3 所管条例・規則の概要及び改正等の状況

(令和7年8月1日現在)

会計管理者の事務代理の順序に関する規則 (平成18年規則第104号)	管理部総務課所管
＜概要＞地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第3項の規定に基づく会計管理者の事務の代理に関し、必要な事項を定めている。	
東京都基金管理条例 (昭和39年条例第99号)	管理部公金管理課所管
＜概要＞地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第8項の規定に基づき、東京都の基金に属する現金及び有価証券の管理に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めている。	
東京都特別企業出納員事務取扱規則 (昭和39年規則第87号)	管理部公金管理課所管
＜概要＞地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項若しくは第3項又は地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和41年法律第120号）附則第3条第2項の規定により、地方公営企業法の財務規定等が適用される、東京都地方公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第147号）第1条第1項第8号から第11号までに掲げる準公営企業の業務に係る公金の出納その他の会計に関し、特別企業出納員の設置及びその事務の取扱について必要な事項を定めている。	
東京都会計事務規則 (昭和39年規則第88号)	管理部会計企画課所管
＜概要＞都の会計事務に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めている。	
＜改正内容＞ 令和7年4月1日改正（令和7年3月31日付 令和6年規則第109号） (1) 法人向けクレジットカードの旅費利用に向けた改正（第76条第1項第28号） 「職員の旅費に関する条例」の改正に伴い、利便性向上のため旅行役務提供者のうちクレジットカード会社に資金前渡での支払を認め、旅費に相当する金額の支払をクレジットカード利用できるよう改正 (2) 旅費請求書の領収印省略に向けた改正（第81条第7項第2号） 「職員の旅費支給規程」の改正により、現行押印欄のある規程様式を廃止し、職員が旅費を受領する際の本人確認の方法を、押印に加えて署名も認めることに伴い、旅費の支払時に領収印を求めている規定を改正 (3) 令和7年度組織改正に伴う改正（第2条第1項第1号、第2条第1項第2号） 令和7年4月1日付組織改正により、局相当の組織である「都民安全総合対策本部」、「スポーツ推進本部」及び「スタートアップ戦略推進本部」が新設されることに伴い、所要の改正	
東京都物品管理規則 (昭和39年規則第90号)	管理部会計企画課所管
＜概要＞都の物品管理事務に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めている。	
東京都用品調達基金条例 (平成6年条例第18号)	管理部会計企画課所管
＜概要＞地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、東京都用品調達基金の設置に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めている。	
東京都用品調達基金条例施行規則 (平成6年規則第40号)	管理部会計企画課所管
＜概要＞東京都用品調達基金条例（平成6年条例第18号）の施行について必要な事項を定めている。	

4 会計管理局の沿革

(令和7年8月1日現在)

年 月 日	事 項
昭和	
22. 5. 3	地方自治法の施行により、都道府県に出納長を設置する。
22. 7. 12	長官官房会計課を廃止し、出納長室を設置する。 (出納長室勤務の副出納長の下に庶務、審査、出納及び国費の4係を置く。)
〃	警視庁、交通局及び水道局にそれぞれ副出納長室を設置する。
23. 7. 1	東京消防庁(旧消防部)が警視庁から分離されたことに伴い、警視庁担任副出納長を警視庁及び東京消防庁担任副出納長に改める。
25. 7. 15	三多摩に西多摩出納事務所、南多摩出納事務所及び北多摩出納事務所を、大島に大島出納事務所をそれぞれ設置し、当該地域内に属する本庁行政機関、地方行政機関、学校等の収支命令の審査及び執行の事務を処理することとなる。
25. 8. 5	23特別区にそれぞれ税務事務所が設置されたことに伴い、これに対応して出納員室を設置し、税務事務所の収支命令の審査及び執行の事務を処理することとなる。
27. 9. 30	地方公営企業法の施行に伴い、交通局及び水道局の副出納長室を廃止する。
27. 11. 1	庶務係及び審査係を庶務課及び審査課に改称するとともに、出納係及び国費係を廃止し、出納課及び決算課を設置する。
29. 11. 1	福祉事務所、清掃事務(事業)所、学校等の収支命令の審査及び執行の事務を出納員室に移管する。
31. 12. 16	物品課を設置する。
32. 4. 15	財務局用品課の事務を物品課に引き継ぐ。
34. 5. 1	副出納長室に消防庁担当次長を設置する。
35. 6. 1	副出納長室に警視庁担当次長を設置する。
38. 12. 1	用品課を設置する。
39. 1. 1	北多摩北部出納事務所を設置する。
39. 4. 1	出納課を廃止し、出納第一課及び出納第二課を設置する。
〃	副出納長室の次長制を廃止し、警察出納課及び消防出納課を設置する。
〃	出納員室を出納事務所に改称する。
39. 8. 1	北多摩出納事務所を廃止し、北多摩南部出納事務所及び北多摩西部出納事務所を設置する。
40. 4. 1	特別区に対する事務事業の移管により、福祉事務所が特別区に移管される。これに伴い、特別区の区域内に存する保健所の収支命令の審査及び執行の事務を出納事務所に移管する。
42. 12. 1	研修担当副主幹を設置する。

年 月 日	事 項
43. 7. 15	小笠原担当副主幹を設置する。
44. 4. 1	会計事務機械化担当副主幹を設置する。
45. 4. 1	小笠原担当副主幹を廃止し、審査事務調整担当副主幹を設置する。
45.11. 1	南多摩出納事務所多摩町分室を設置する。
46. 4. 1	八丈出納事務所を設置する。
46.11. 1	南多摩出納事務所多摩町分室を南多摩出納事務所多摩市分室に改称する。
47. 7. 25	物品課を廃止し、事務管理課を設置する。
48. 4. 1	審査課を廃止し、審査第一課及び審査第二課を設置する。
〃	審査事務調整担当副主幹を廃止する。
〃	三宅出納事務所を設置する。
49. 7. 1	局務担当主幹を設置する。
〃	研修担当副主幹及び会計事務機械化担当副主幹を局務担当副主幹に改める。
50. 4. 1	特別区の区域内に存する保健所が特別区に移管される。
52. 4. 1	西多摩出納事務所、南多摩出納事務所、南多摩出納事務所多摩市分室、北多摩西部出納事務所、北多摩南部出納事務所及び北多摩北部出納事務所の名称を、それぞれ青梅出納事務所、八王子出納事務所、八王子出納事務所多摩市分室、立川出納事務所、府中出納事務所、小平出納事務所に改称する。
53. 6. 1	小笠原村の会計事務のうち、収支命令の審査の事務を小笠原村に移管する。
54. 4. 1	局務担当（会計事務機械化）副主幹を廃止する。
54.10. 1	特別区の区域内に存する勤労福祉会館及び内職公共職業補導所が特別区に移管される。
55. 3. 1	特別区の区域内に存する児童学園、授産場及び福祉作業所が特別区に移管される。
56. 4. 1	と畜場事業が準公営企業会計から出納長所属の特別会計に移行される。
57. 4. 1	羽田沖埋立事業が一般会計から準公営企業会計に移行される。
59. 4. 1	金銭会計事務（本庁所管分）を機械化する。
59.12. 1	事務管理課及び決算課を廃止し、会計管理課を設置する。
60. 4. 1	八王子出納事務所多摩市分室を廃止し、町田出納事務所を設置する。
〃	金銭会計事務（副出納長室及び出納事務所所管分）を機械化する。
61.12. 1	特別区の区域内に存する 23 出納事務所を中央出納事務所、港出納事務所、新宿出納事務所、台東出納事務所及び豊島出納事務所の 5 所に統合する。
〃	小笠原出納事務所開設準備担当副主幹を設置する。
62. 4. 1	小笠原出納事務所開設準備担当副主幹を廃止し、小笠原出納事務所を設置する。
平成	
元. 4. 1	臨海副都心開発事業が準公営企業会計に新設される。

年 月 日	事 項
2. 8. 1	庶務課を総務課に、局務担当主幹及び局務担当副主幹をそれぞれ参事（特命担当）及び副参事（研修、特命担当）に改称する。
3. 4. 1	審査第一課及び審査第二課を廃止し、審査課を設置するとともに、出納第一課を出納課に、出納第二課を国費企業課にそれぞれ改称する。
3. 7. 1	東京都財務会計システムの予算計数情報システムが稼働する。
4. 1.29	総務局行政監察室から「用品制度」の特別考査が発表される。
4. 4. 1	東京都財務会計システムの執行系システムが稼働する。
4. 7. 1	参事（特命担当）を廃止し、参事（物品調達制度改善担当）を設置する。
4.10. 1	東京都財務会計システムの物品管理システムが稼働する。
5. 2.17	「用品制度改善実施計画」を策定する。
5. 3.31	参事（物品調達制度改善担当）を廃止する。
5. 4. 1	東京都財務会計システムが当室の所管となる。
〃	会計管理課を会計管理室に改称し、企画指導担当課長及び財務会計システム担当課長を設置する。
5.12. 1	新宿出納事務所を廃止する。
6. 4. 1	副参事（研修、特命担当）を廃止し、副参事（出納管理担当）を設置する。
〃	用品調達基金による用品調達制度を設置し、基金による新用品制度を開始する。
7. 2. 1	東京貯金事務センターを、地方自治法施行令第 168 条第 5 項及び第 8 項で定める収納代理郵便官署として指定する。
7. 4. 1	収納代理金融機関の法人指定を実施する。
10. 4. 1	公営企業会計である多摩ニュータウン水道事業が水道局所管の水道事業会計に統合される。
11. 2. 8	港出納事務所を廃止し、品川出納事務所を設置する。
12. 8. 1	会計管理室を廃止し、会計企画課を設置する。国費企業課を廃止し、その業務を出納課に統合する。副参事（財務会計システム担当）を設置する。
12.12. 1	大島出納事務所、三宅出納事務所、八丈出納事務所及び小笠原出納事務所を廃止する。中央出納事務所及び台東出納事務所を廃止し、千代田出納事務所を設置する。
13. 3.19	島しょ地域分の審査事務について、書類を電子情報として電送し本庁で審査する方法を審査課で開始する。
13.10.11	「会計制度・機構改革の基本方針」を策定する。
14. 3.20	公金管理委員会を設置する。
14. 3.28	「東京都資金管理方針」を策定する。

年 月 日	事 項
14. 4. 1	都議会の議決を経て、東京都指定金融機関として株式会社みずほ銀行を指定する。
〃	参事（会計制度担当）、副参事（調整担当）、副参事（調査担当）、副参事（会計指導担当）を設置する。
〃	審査課を廃止し出納課に、用品課を廃止し総務課に、それぞれその業務を統合する。
〃	公金管理課を設置する。
14. 8. 16	「東京都におけるポートフォリオ」及び「平成 14 年度資金管理計画」を策定する。
14. 11. 1	用品倉庫を廃止し、全ての用品を直接納入（直払）に変更する。
14. 12. 1	出納事務所を廃止し、各局・所への審査一部委任を開始する。
15. 4. 1	副参事（調整担当）、副参事（会計指導担当）を廃止し、検査指導担当課長、副参事（資金運用担当）、副参事（会計制度改革担当）を設置する。
15. 6. 1	理事（銀行設立準備担当）を設置する。
15. 6. 16	銀行設立準備担当部長、銀行設立準備担当課長を設置する。
16. 1. 26	東京都財務会計システムにより処理する公金収納事務について、マルチペイメントネットワークを導入する。
16. 8. 1	理事（銀行設立準備担当）、銀行設立準備担当部長及び銀行設立準備担当課長を廃止する。
17. 8. 26	「東京都会計基準」を策定する。
18. 3. 1	新財務会計システムが稼働する。
18. 4. 1	官庁会計（単式簿記・現金主義会計）に複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新公会計制度を導入する。
〃	参事（会計制度担当）を廃止する。
18. 6. 7	出納長を廃止し、普通地方公共団体に会計管理者を置くこと等を内容とする改正地方自治法が公布される。
19. 4. 1	改正地方自治法の施行により、出納長を廃止し、会計管理者を設置する。
〃	出納長室を廃止し、会計管理局を設置する。
〃	会計管理局の下に管理部、警察・消防出納部を設置する。
19. 9. 14	新公会計制度による初の財務諸表（平成 18 年度決算）を公表する。
19. 10. 1	株式会社ゆうちょ銀行を収納代理金融機関として指定する。
20. 4. 1	新公会計制度担当課長を設置する。
22. 4. 1	副参事（調査担当）を廃止する。
〃	東京都収入証紙を廃止する。
22. 7. 16	管理職制度の改正により、副参事（資金運用担当）、副参事（財務会計システム担当）を廃止し、資金運用担当課長、財務会計システム担当課長を設置する。
26. 7. 16	資金活用担当課長を設置する。
〃	投資評価委員会が環境局より移管される。
26. 9. 30	公金管理委員会及び投資評価委員会を廃止する。

年 月 日	事 項
26. 10. 1	資金管理・活用アドバイザーボードを設置する。
27. 3. 26	「東京都資金管理方針」を一部見直し、「東京都公金管理ポリシー」を策定する。
28. 4. 1	監督職制度の見直しに合わせ、係制を廃止する。
28. 11. 14	資金管理・活用アドバイザーボードを廃止し、公金管理アドバイザー会議を設置する。
29. 9. 1	公金支出情報を公開する。
令和	
2. 4. 1	資金活用担当課長を廃止する。
3. 4. 1	会計企画担当部長を設置する。
5. 4. 1	工業用水道事業の廃止により、会計管理者所属の特別会計に工業用水道事業清算会計が設置される。
6. 4. 1	東京都契約請求システムが稼働する。
7. 4. 1	会計企画専門課長を設置する。

5 その他の資料等

(1)令和7年度一般会計予算

(単位:千円)

歳	科 目		金 額		比較増(△)減 (a-b)	増減率 (%) ((a-b)/b)	構成比 (%)
	款 項	目	令和7年度(a)	令和6年度(b)			
入	使	用 料 及 手 数 料	10	10	0	0	0.0
	手	数 料	10	10	0	0	0.0
	諸	手 数 料	10	10	0	0	0.0
	財	産 収 入	11,764,084	548,114	11,215,970	2,046.3	98.7
	財	産 運 用 収 入	11,764,084	548,114	11,215,970	2,046.3	98.7
	利	子 及 配 当 金	11,764,084	548,114	11,215,970	2,046.3	98.7
	諸	収 入	158,287	11,421	146,866	1,285.9	1.3
	都	預 金 利 子	155,000	9,000	146,000	1,622.2	1.3
	都	預 金 利 子	155,000	9,000	146,000	1,622.2	1.3
	雑	入	3,287	2,421	866	35.8	0.0
	雑	入	3,287	2,421	866	35.8	0.0
	合	計	11,922,381	559,545	11,362,836	2,030.7	100
出	科	目	金 額		比較増(△)減 (a-b)	増減率 (%) ((a-b)/b)	構成比 (%)
	款 項	目	令和7年度(a)	令和6年度(b)			
	総	務 費	15,045,000	4,005,000	11,040,000	275.7	99.7
	会	計 管 理 費	15,045,000	4,005,000	11,040,000	275.7	99.7
	管	理 費	2,122,541	2,395,208	△ 272,667	△ 11.4	14.1
	公	金 取 扱 費	1,159,459	1,062,792	96,667	9.1	7.7
	積	立 金	11,763,000	547,000	11,216,000	2,050.5	78.0
	公	債 費	41,000	34,000	7,000	20.6	0.3
	公	債 費	41,000	34,000	7,000	20.6	0.3
	一	時 借 入 金 等 利 子	41,000	34,000	7,000	20.6	0.3
	合	計	15,086,000	4,039,000	11,047,000	273.5	100

注1 令和6年度は当初予算を記載している。

注2 増減率及び構成比中、0は0を表し、0.0は0ではないが四捨五入の結果、0になったものを表す。

注3 構成比については、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計などと一致しない場合がある。

【参考】令和5年度一般会計決算

(単位:千円)

歳	科 目		金 額 (令和5年度)			比較増(△)減 (c-b)	収入率 (%) (c/b)
	款 項	目	当初予算額(a)	予算現額(b)	決算額(c)		
入	使	用 料 及 手 数 料	10	10	0	△ 10	0.0%
	手	数 料	10	10	0	△ 10	0.0%
	諸	手 数 料	10	10	0	△ 10	0.0%
	財	産 収 入	305,835	305,835	300,497	△ 5,338	98.3%
	財	産 運 用 収 入	305,835	305,835	300,497	△ 5,338	98.3%
	利	子 及 配 当 金	305,835	305,835	300,497	△ 5,338	98.3%
	諸	収 入	17,891	17,891	28,343	10,452	158.4%
	都	預 金 利 子	9,000	9,000	26,610	17,610	295.7%
	都	預 金 利 子	9,000	9,000	26,610	17,610	295.7%
	雑	入	8,891	8,891	1,733	△ 7,158	19.5%
	雑	入	8,891	8,891	1,733	△ 7,158	19.5%
	合	計	323,736	323,736	328,840	△ 5,104	101.6%
出	科	目	金 額 (令和5年度)			不用額 (b-c)	執行率 (%) (c/b)
	款 項	目	当初予算額(a)	予算現額(b)	決算額(c)		
	総	務 費	3,235,000	3,235,000	2,966,264	268,736	91.7%
	会	計 管 理 費	3,235,000	3,235,000	2,966,264	268,736	91.7%
	管	理 費	2,436,000	2,436,000	2,265,562	170,438	93.0%
	公	金 取 扱 費	494,000	494,000	401,112	92,888	81.2%
	積	立 金	305,000	305,000	299,590	5,410	98.2%
	公	債 費	41,000	41,000	33	40,967	0.1%
	公	債 費	41,000	41,000	33	40,967	0.1%
	一	時 借 入 金 等 利 子	41,000	41,000	33	40,967	0.1%
	合	計	3,276,000	3,276,000	2,966,297	309,703	90.5%

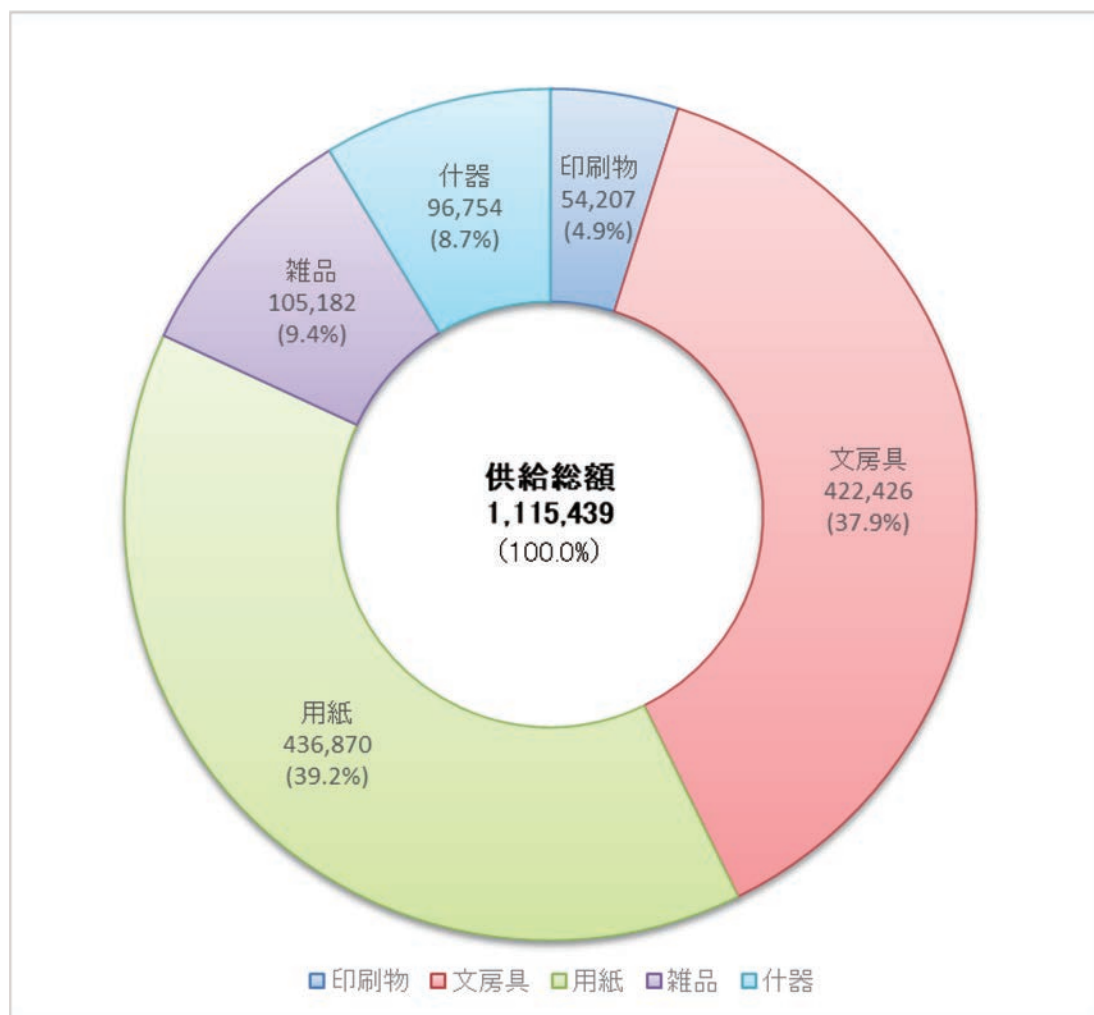
注 収入率及び執行率中、0は0を表し、0.0は0ではないが四捨五入の結果、0になったものを表す。

(2)令和6年度末重要物品集計一覧表

区 分	前年度末現在高	年度内増減高	年度末現在高
一 般 機 器 類	点 3,379	点 223	点 3,602
図書標本・美術工芸品類	4,670	85	4,755
維持管理・生活文化用品	5,177	143	5,320
工 業 機 器 類	4,843	167	5,010
理 化 学 機 器 類	4,258	57	4,315
土 木 建 築 機 器 類	124	9	133
医 療 機 器 類	2,643	126	2,769
農 林 水 産 機 器 類	334	21	355
教 育 保 育 機 器 類	2,390	17	2,407
警 察 消 防 機 器 類	4,498	△ 1	4,497
工 作 物 類	404	32	436
船舶車両及び関連器具類	6,388	112	6,500
雑 品 類	35	2	37
哺 乳 綱	226	△ 1	225
鳥 綱	122	△ 7	115
爬 虫 綱	1	0	1
合 計	39,492	985	40,477

(3) 令和6年度における用品の区分別供給額

(単位：千円)



注 計数については、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

(4)令和6年度公金管理実績

		期 中 平 均 残 高		残 高 推 移				運 用 収 入 及 利 回 り
				R6.3.31 残 高 億円	R7.3.31 残 高 億円	増 減		
		億円	%			増減額 億円	増減率 %	
歳計現金等	預 金	17,681	100.0	16,217	13,941	△ 2,276	△ 14.0	運用収入計
	定 期 性 預 金	12,427	70.3	3,303	7,553	4,250	128.7	15億6,463万円 利回り 0.088%
	普 通 預 金	4,902	27.7	11,802	5,752	△ 6,050	△ 51.3	
	当 座 預 金	353	2.0	1,112	636	△ 476	△ 42.8	
	債 券	—	—	—	—	—	—	
	計	17,681	100.0	16,217	13,941	△ 2,276	△ 14.0	
基 金	預 金	28,695	74.5	25,912	29,178	3,267	12.6	運用収入計
	定 期 性 預 金	26,818	69.6	19,134	28,553	9,419	49.2	49億4,407万円 利回り 0.128%
	普 通 預 金	1,877	4.9	6,778	625	△ 6,153	△ 90.8	
	債 券	9,830	25.5	9,882	9,672	△ 210	△ 2.1	
	そ の 他	15	0.0	1	1	0	0.0	
	計	38,541	100.0	35,795	38,851	3,057	8.5	
準公営企業会計資金	預 金	7,976	100.0	8,422	7,129	△ 1,293	△ 15.4	運用収入計
	定 期 性 預 金	6,283	78.8	7,035	5,270	△ 1,765	△ 25.1	8億7,392万円 利回り 0.110%
	普 通 預 金	1,693	21.2	1,387	1,859	472	34.0	
	債 券	—	—	—	—	—	—	
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	
	計	7,976	100.0	8,422	7,129	△ 1,293	△ 15.4	
合 計	預 金	54,353	84.7	50,551	50,248	△ 303	△ 0.6	運用収入計
	定 期 性 預 金	45,529	70.9	29,472	41,376	11,904	40.4	73億8,262万円 利回り 0.115%
	普 通 預 金	8,472	13.2	19,968	8,236	△ 11,731	△ 58.8	
	当 座 預 金	353	0.6	1,112	636	△ 476	△ 42.8	
	債 券	9,830	15.3	9,882	9,672	△ 210	△ 2.1	
	そ の 他	15	0.0	1	1	0	0.0	
	計	64,198	100.0	60,434	59,921	△ 513	△ 0.8	

注1 「歳計現金等」とは、歳計現金に歳入歳出外現金と定額の資金を運用するための基金に属する現金を含めたもの。

注2 「その他」とは、基金から歳計現金への繰替貸等である。

注3 「運用収入」は、発生主義による額を掲載しており、実際に収入した額とは異なる。

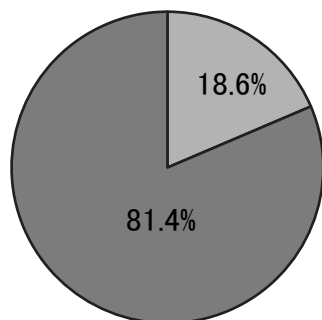
注4 「利回り」は、年率換算した計数を表示。

注5 計数については、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

(5)令和6年度公金収納実績

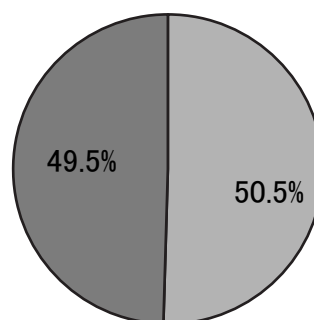
	件数(千件)			金額(億円)		
	件数	構成比(%)	対前年度比(%)	金額	構成比(%)	対前年度比(%)
指 定 金 融 機 関	1,758	18.6	101.2	26,271	50.5	94.2
収納代理金融機関	7,694	81.4	100.2	25,798	49.5	97.5
合 計	9,452	100.0	100.4	52,069	100.0	95.8

令和6年度公金収納実績(件数)



■指定金融機関 ■収納代理金融機関

令和6年度公金収納実績(金額)



■指定金融機関 ■収納代理金融機関

注 計数については、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

6 用 語 解 説

会計事務	eL-QR（地方税統一QRコード） (P3)	地方税の収納に活用している納付書に印刷する二次元コード。納付者はスマートフォンやタブレット端末で、納付書に印刷されているQRコードを読み取ることにより決済手続を行う。
	マルチペイメントネットワーク (P16)	電子決済網。収納機関と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、利用者（納入義務者）がATM（現金自動預払機）、パソコン、携帯電話等を利用して公共料金等の支払ができ、その収納情報が収納機関に通知されるネットワークシステムである。
	放置違反金 (P16)	道路交通法第 51 条の 4 に規定されている行政制裁金。放置車両確認標章が取り付けられた車両について、運転者の責任が追及できない場合に、車両の使用者が納付するもの。
	TAIMS (P25)	TAIMS（東京都高度情報化推進システム）は、職員が業務を行うために必要な手段を提供する情報処理システム。
公金管理	ポートフォリオ (P5)	本来の意味は、「財産目録あるいは財産一覧」のこと。転じて、個人や企業が所有する金融資産の組合せのことを指す。公金管理においても、それぞれの資金の属性に応じた、適切な分散運用によって構成されることが基本となる。
	ラダー型運用 (P49)	償還する金額が毎年度ほぼ同程度となるように債券を購入する運用手法。様々な年限に分散することで、年限による金利変動リスクを軽減して収益の安定化を図ることができ、また、定期的に償還が訪れるため、流動性を確保することもできる。残存期間の長さを横軸に、投資額を縦軸に表すと、残存期間ごとの投資額が同程度となり、はしごを横にしたような形になることから、ラダー（はしご）型と呼ばれている。例えば、総額 500 億円の 5 年ラダーの場合、残存期間 1～5 年の債券をそれぞれ 100 億円ずつ購入する。翌年度に残存期間 1 年の債券が償還を迎えたら、残存期間 5 年の債券 100 億円を改めて購入する。以後、これを繰り返し、総額 500 億円の規模を維持していく。
新公会計制度に関する事務	貸借対照表 (P34)	財務諸表の一つで、基準日における資産、負債、純資産の状況を勘定科目と金額とで表示し、財政状態を明らかにするために作成する。都では、民間企業において純資産の部に計上されている株主資本や評価・換算差額等の概念を持たないため、資産と負債との差額を「正味財産」として表示している。
	行政コスト計算書 (P34)	財務諸表の一つで、民間企業における「損益計算書」に相当し、一会計期間における行政活動の実施に伴い発生した収入と費用とを表示する。官庁会計における現金収支に加え、減価償却費や引当金の繰入額等の現金支出を伴わない費用もコストとして計上する。都では、予算との関連付けを明確にするとともに、経営分析に活用することを可能にするため、行政コスト計算書の勘定科目のうち費用については、歳出予算に用いる性質別区分に準じた設定としている。

	キャッシュ・フロー 計算書 (P34)	財務諸表の一つで、一会計期間における資金の流れを表示する。都のキャッシュ・フロー計算書は、基本的な構成は民間企業と同じであり、①経常的な行政サービスに伴う行政サービス活動、②固定資産の形成や基金の増減をもたらす社会資本整備等投資活動、及び③公債の発行や借入金による財源の調達や償還に伴う財務活動の３区分により現金収支を記録し、資金の増減を表示する。行政コスト計算書同様、勘定科目のうち支出については、歳出予算に用いる性質別区分に準じた設定となっている。
	正味財産変動計算書 (P34)	財務諸表の一つで、一会計期間における貸借対照表の正味財産の部の変動状況をその変動要因ごとに表示する。基本的な構成は民間企業の株主資本等変動計算書に近いものであり、国庫支出金のうち資産形成に寄与するものや、無償で受け入れた資産の評価額、区市町村等移管相当額等を変動要因の項目として分類している。
用品に 関する 事務	JIS（日本産業規格） (P40)	JIS（日本産業規格）は、産業標準化法に基づく国家規格であり、製品、データ、サービスなどの種類や品質・性能、それらを確認する試験方法や評価方法などを定めている。 JISに準拠することにより、製造事業者やサービス事業者から品質の良い製品やサービスが生産・提供され、消費者等は品質の良い製品やサービスを入手・利用することができる。

会 計 管 理 局 事 業 概 要

令和 7 年版

登録番号 (7) 1

令和 7 年 8 月 発行

編集・発行 東京都会計管理局管理部総務課

東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話 03 (5320) 5911 (直通)

03 (5321) 1111 (代表)

内線 45-115

印 刷 所 (株) まこと印刷

東京都港区白金台 2-11-5

電話 03 (6230) 9590

※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

本誌の本文は再生紙を使用しております

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています

HTT

電力を

へらす

つくる

ためる

TokyoTokyo